

長崎国際大学技術移転に伴う知的財産権取扱規程

(平成27年4月22日制定)

改正 令和4年1月26日

(目的)

第1条 この規程は、長崎国際大学（以下「本学」という。）知的財産ポリシー、本学発明等規程、本学発明等規程取扱細則、本学受託研究規程及び本学共同研究規程に基づき、本学が所有する知的財産権の第三者に対する技術移転に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「知的財産権」とは、長崎国際大学発明等規程第2条に掲げる権利（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。

(実施権許諾の原則)

第3条 本学は、本学が所有する知的財産権に関し、第三者に対して実施許諾又は譲渡（以下「実施権許諾」という。）を行う場合は、原則として有償とする。

2 本学は、実施権許諾を行う場合は、次に掲げる事項を明示した契約を締結しなければならない。

- (1) 実施許諾等の期間
- (2) 実施料及びその支払方法
- (3) 正当な理由なく一定期間を超えて実施権を行使しない場合の契約の解除又は契約内容の変更
- (4) 実施権許諾等がなされた知的財産権の実施状況又は実施に向けた活動状況に関する定期報告義務

(共同又は受託研究の特例)

第4条 本学は、本学と外部の機関（以下「学外機関」という。）との共同又は受託研究に係る知的財産権であって、本学と学外機関が共有又は本学が単独で所有するものに関しては、当該学外機関が希望する場合は、当該学外機関又は学外機関が指定する者に対し、期間を定めて優先的にその実施権を認めるものとする。

2 本学は、本学と学外機関との共同又は受託研究に係る知的財産権であって、職員等が発明者等であり、かつ、当該学外機関の単独名義に係るものについては、当該職員等の職務発明に係る当該知的財産権を当該学外機関に譲渡したことに鑑み、次に掲げる事項を明示した契約を締結するものとする。

- (1) 学外機関又は当該学外機関が指定する者が正当な理由なく一定期間を超えて実施権を行使しない場合は、知的財産権を本学に譲渡すること。
- (2) 学外機関又は当該学外機関が指定する者が知的財産権を実施した場合は、本学に対して実施料を支払うこと。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、共同研究に係る知的財産権の取扱いに関し、共同研究契約又は共同出願契約等において別段の定めがある場合は、その定めによること。

(大学発ベンチャーの支援)

第5条 本学は、職員等が退職又は兼業により起業し、自らの発明等に基づく知的財産権を活用して研究成果の普及を推進する場合は、本学が所有する当該知的財産権の一部又は

全部を、当該職員等に対し、無償又は出願手続及び維持管理に要した権利化費用（以下「直接経費」という。）を上限とした有償による譲渡若しくは低率な実施料による独占的通常実施権又は専用実施権の設定を行うことができる。

（実施料等収入の分配等）

第6条 本学が所有する知的財産権に関し、第三者に実施権許諾等を行った結果、本学に実施料等収入が生じた場合は、直接経費を控除した金額を本学発明等規程取扱細則第4条の規定により分配する。

2 前項の発明者等が複数の場合は、各発明者等の持ち分に応じて報償金等を分配する。

3 発明者等への報償金等の分配に関し、特別な事情により前2項の規定により難しい場合は、学長は当該学部長に諮問し決定する。

（事務）

第7条 この規程に関する事務は、産学連携・研究支援室が行う。

（改定）

第8条 この規程の改定については、全学教授会及び運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月22日から施行する。

附 則（令和4年1月26日）

この規程は、令和4年1月26日から施行する。